平成２５年（フ）第７２号
千葉県木更津市清見台南１―18―14　ヴェルディ清見台Ｂ201、住民票上の住所千葉県木更津市中里２丁目13番５号
破産者　三宅　泰子
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１１４８号
札幌市白石区平和通４丁目南１番17号　白扇荘６号
破産者　千葉　　勲
1　決定年月日　平成25年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３５７号
札幌市北区新川４条18丁目２番15号
破産者　平塚　圭子
1　決定年月日　平成25年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７３７号
北海道千歳市新富３丁目17番７号　バルガーデン103号
破産者　野呂　光則
1　決定年月日　平成25年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８１号
茨城県稲敷郡阿見町中央５丁目５番10号
破産者　中澤　　勝
1　決定年月日　平成25年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２２６６号
名古屋市守山区茶臼前17番15号
破産者　近藤　直人
1　決定年月日　平成25年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９４号
沖縄県豊見城市字根差部671番地４
破産者　宮城　貞夫
1　決定年月日　平成25年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１２８号
北海道枝幸郡浜頓別町北１条１丁目25番地
破産者　宮永　克彦
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５４号
北海道旭川市東４条４丁目１番13号　サン・イースト205
破産者　坂田　　誠（旧姓熊藤）
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６６号
北海道留萌市大町１丁目64番地の４　マンションピラ２―１号室
破産者　炭谷　智昭
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８０号
北海道旭川市江丹別町中央176番地の17
破産者　羽賀しのぶ
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８１号
北海道帯広市清流西２丁目21番地５　清流ヒルズⅡ、破産手続開始決定時の住所北海道帯広市大空町６－２－２　五街区315
破産者　國重　教夫
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１４号
大阪府羽曳野市野々上２丁目15番７―303号、開始決定時の住所青森県むつ市大畑町本門寺前５番地12
破産者　古川　栄一
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１号
青森市赤坂２丁目21番３号、申立時の住所青森市大字戸山字赤坂78番地179
破産者　外﨑　澄雄
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２３号
秋田市土崎港東２丁目９番５号
破産者　根田　輝美
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４０号
秋田県湯沢市三梨町字新処70番地
破産者　藤原　亮子
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第１１５号
山形県長井市時庭825番地
破産者　大場　勝仁
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第４１号
山形県米沢市西大通２丁目１番14号　コーポヒグチ21号室、前住所山形県米沢市万世町桑山4097番地
破産者　藁科　清夫
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第２１８号
埼玉県行田市大字南河原2759番地８
破産者　板橋　政夫
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部